【注意事項】

1．搬出する刈草等の飛散防止のための対策には充分注意し、飛散した場合には清掃を行っていただきます。

2．万が一けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対処していただきます。

3．草刈実施前には、大きな異物を除去しておりますが、除去しきれないゴミ等の異物が混入している場合があることに留意願います。

4．河川堤防には、様々な種類の草が混在しております。申込される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供された刈草により農作物及び家畜等に損害等が発生しても、旭川河川事務所は一切の責任を負いません。

5．申込書受領後、旭川河川事務所から連絡します。なお、配布期間を6月中旬～7月末までとしていますが、各刈草(集草)区間の配布時期や天候によっては希望する数量、希望日、希望場所に応じることが出来ない場合もありますのでご了承願います。

6．指定の日時に受取ができなくなった際は速やかにご連絡をお願いします。

7．刈草の腐敗による悪臭や自然発火を避けるため、受取期限を刈草集草後２週間以内とします。それ以上経過する場合は刈草を提供することができないことがありますのでご了承願います。

8．旭川河川事務所では刈草（ロール等）の運搬車等への積み込みは行いますが、運搬は行いませんのでご了承願います。受取時は旭川河川事務所の指示に従うようお願いします。

9．出水等の災害が発生した場合は、旭川河川事務所の判断により刈草の提供を中止する場合があります。